

建設産業人材確保対策加速化支援事業実施要領

建設産業人材確保対策加速化支援事業の実施については、「建設産業人材確保対策加速化支援事業費補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第1条 本事業では、県内の建設業団体等が実施する離職防止・定着促進に向けた取り組みや技術者、技能工等の育成のほか、建設業で働く女性の活躍促進等を支援し、本県建設産業における人材の確保及びイメージアップを図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、「建設業団体等」とは、建設業又は建設関連産業の振興（労働災害の防止を含む。以下同じ。）を図ることを目的とし、建設業を営む者等を構成員とする団体又は当該団体を構成員とする団体のうち、次に掲げるすべての要件に該当する団体をいう。

- (1) 県内に主たる事務所又はそれに準じる事務所があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 国税及び都道府県税に滞納がない者であること、及び社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入し、かつ滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (7) 県が行う競争入札に関して指名停止措置等を受けていないこと。
- (8) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (9) 建設業又は建設関連産業の振興に関する事業を実施していること。
- (10) 本事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

（補助対象者）

第3条 本事業は、建設業団体等を補助対象者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国税又は地方税の滞納がある者（課税庁が認めた納入計画を立てている者を除く。）、県の融資（間接融資を含む。）に係る債務の履行を怠っている者その他不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者は補助対象者としていない。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、補助対象者が実施する次の各号のいずれかに該当する事業（他の補助金の対象である事業を除く。）とする。

- (1)離職防止・定着促進
- (2)技術者、技能工等の育成
- (3)建設 I C T 人材育成
- (4)女性活躍の促進
- (5)人材確保等に向けたイメージアップの取組

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象経費は、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の 2 分の 1 以内（千円未満の端数切り捨て）とし、上限額は 5 0 万円とする。

(採択申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 採択申請書（様式第 1 号）
- (2) 納税状況申出書（別紙 3）
- (3) 過去 3 年間の貸借対照表及び損益計算書
- (4) 履歴事項全部証明書
- (5) 定款
- (6) その他必要と認める書類

(審査)

第 8 条 知事は、前条に規定する書類を提出した者（以下「採択申請者」という。）及び採択申請者が実施する補助対象事業の内容について別に定めるところにより審査し、補助の対象とする事業者（以下「補助対象事業者」という。）を選定する。

- 2 知事は、補助対象事業者を選定したときは、速やかに全ての採択申請者に対して通知するものとする。
- 3 知事は、補助対象事業者及び当該者が実施する補助対象事業の概要について、ホームページ又は印刷物等により、公表することができる。

(補助金の交付申請等)

第 9 条 補助対象事業者として選定された者（以下「補助事業者」という。）は、別に定めるところにより、補助金の交付申請その他必要な手続を行うものとする。

(実施期間等)

第 1 0 条 補助事業（補助事業者が実施する補助対象事業をいう。以下同じ。）の実施期間は、知事が補助金交付決定の通知をした日から、補助事業者が補助事業を完了する日と補助金交付決定通知をした年度の 3 月 1 5 日のいずれか早い日までとする。

(財産の管理)

第 11 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(補足)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成 30 年 4 月 11 日建政－76)

この要領は、平成 30 年 4 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 2 日建政－19)

この要領は、平成 31 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 4 月 1 日建政－12)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 4 月 14 日建政－92)

この要領は、令和 4 年 4 月 14 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日建政－15)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

建設産業人材確保対策加速化支援事業対象経費

1 対象経費

対象経費として認められるものは、事業に係る直接的経費に限り、次のとおりとする。

- (1) 報償費、講師謝金等
- (2) 需用費（消耗品費（委託契約に伴う印紙代は除く）、各種事務用品費、印刷製本費等）
- (3) 旅費交通費及び宿泊費
- (4) 役務費、通信運搬費、機械借上料、会場借上料、保険料、受講費、通訳・翻訳料等
- (5) 委託費
- (6) 雑費（上記(1)から(6)に含まれないその他の経費）

2 留意事項

- (1) 事業を実施する際に必要となる財産はリース・レンタル等により対応する。
- (2) 国や地方公共団体等が交付する補助金等の対象である経費は除く。
- (3) 交付決定日前に注文、又は契約したものは、対象としない。
- (4) 本事業の対象として明確に区分することができない、又は証拠書類により金額等を確認することができないものは対象としない。
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、対象としない。